

所管課		都市づくり部都市計画課														
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策											
	第4章 安全安心都市		10 市街地整備		01 魅力ある中心市街地を整備する											
事業：南河内広域まちづくり事業													整理番号	1455		
目的	大阪府からの権限移譲事務のうち、「開発行為の許可」「宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等」「採石法に基づく岩石採取計画の認可等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の3市2町1村で共同で事務を処理することで、円滑に土地利用規制分野等にかかる業務を推進し、もって効率的、効果的なまちづくりを推進する。															
目標	大阪府からの権限移譲事務について、各市町村のまちづくり推進部門と連携を図りつつ、広域で共同実施することで、各市町村の土地利用規制分野に関して、円滑な事務の推進を行う。															
事業費・財源	事業費（決算額）(千円)		15,976		コスト情報・評価	総コスト（千円）		16,128		総合評価	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源		13,457		内訳	事業費		15,976		効率性		B			
		国庫支出金		760			人件費		152		有効性		A			
		地方債		0			公債費		0		・各市町村のまちづくり部門と、共同設置した内部組織との業務の役割分担の明確化と効果的な事務の運営について、点検が必要。 ・権限移譲事務に関して手数料、交付金に比して、経費が多くなっている。					
		その他特定財源		1,759			一人あたり(円)		144							
							世帯あたり(円)		341							
												評価理由				
貢献度	施策に対する事業貢献度		B		根拠		・各市町村のまちづくり部門と、共同設置した内部組織との業務の役割分担の明確化と効果的な事務の運営について、点検が必要。 ・権限移譲事務に関して手数料、交付金に比して、経費が多くなっている。									
今後の方向性	①今後とも、各市町村のまちづくり推進部門と協議を進めながら、効果的な事務分担について、検討を進めていく。 ②さらなる事務経費の削減と、手数料の見直しに着手する。															

事業 優先順位		1	細事業：南河内広域まちづくり事業				整理 番号		01		
目的		大阪府からの権限移譲事務のうち、「開発行為の許可」「宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等」「採石法に基づく岩石採取計画の認可等」等の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の3市2町1村で共同で事務进行处理することで、円滑に土地利用規制分野等にかかる業務を推進し、もって効率的、効果的なまちづくりを推進する。									
目標		大阪府からの権限移譲事務について、各市町村のまちづくり推進部門と連携を図りつつ、広域で共同実施することで、各市町村の土地利用規制分野に関して、円滑な事務の推進を行う。									
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	平成23年度	根拠 法令	都市計画法、砂利採取法、土地区画整理法、宅地造成規制法等					
事業費・財源	内 訳 参 考			平成25年度	平成24年度	比 較			平成25年度	平成24年度	比 較
		事業費（決算額）（千円）		15,976	11,624	4,352	総コスト（千円）		16,128	11,783	4,345
		一般財源		13,456	9,577	3,879	事業費		15,976	11,624	4,352
		国庫支出金		760	639	121	人件費		152	159	-7
		地方債		0	0	0	公債費		0	0	0
		許可等申請手数料		1,705	1,408	352	一人あたり（円）		144	104	40
		許可等申請手数料		55			世帯あたり（円）		341	250	91
				0			職員数（人）		0.02	0.02	0.00
							再任用職員数（人）		0.00	0.00	0.00
		今後の方向性		①今後とも、各市町村のまちづくり推進部門と協議を進めながら、効果的な事務分担について、検討を進めていく。 ②さらなる事務経費の削減と、手数料の見直しに着手する。							
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	南河内3市2町1村の住民						
	A	B	A								

事業：南河内広域まちづくり事業

1. 南河内広域まちづくり事業

大阪府からの権限移譲事務のうち、「開発行為の許可」「宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等」「採石法に基づく岩石採取計画の認可等」等ほか26の事務について、河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村の3市2町1村で、平成24年1月1日より南河内府民センター内、「南河内広域事務室」にて共同で事務処理を行い、円滑に土地利用規制分野等にかかる業務を推進し、もって効率的、効果的なまちづくりを推進した。

細事業：南河内広域まちづくり事業

1. 南河内広域まちづくり事業

大阪府からの大阪版地方分権推進制度により権限移譲された事務について、各市町村のまちづくり部門と連携を図りつつ、都市計画法に基づく開発行為の許可等の処分を行った。

(1) 都市計画法に基づく開発行為の許可

	都 市 計 画 法								
	事前相談	事前協議	29条 許可申請	35条の2 変更許可	完了届	37条 建築承認	60条証明	53条許可	開発登録簿 交付枚数
富田林市	36	13	13	4	14	2	13	4	45
河内長野市	25	8	10	3	11	2	9	2	25
大阪狭山市	29	19	19	4	16	0	9	10	25
太子町	6	1	2	2	2	2	4	0	4
河南町	5	4	3	0	2	0	3	0	4
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	101	45	47	13	45	6	38	16	104

(2) 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等・採石法に基づく岩石採取計画の認可等

	宅地造成等規制法						採 石 法		
	事前相談	事前協議	8条申請	変更許可	完了前 建築承認	完了申請	認可申請	変更認可	立入検査
富田林市	7	5	4	1	0	5	0	0	0
河内長野市	6	2	3	2	0	3	0	0	1
大阪狭山市	6	5	3	0	0	1	0	0	0
太子町	2	2	3	1	0	2	1	0	1
河南町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	21	14	13	4	0	11	1	0	2